

2月1日までに申告してください

償却資産の申告をお願いします

償却資産（事業用資産）を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している資産を、設置している市町村へ申告する必要があります。

※償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械および装置、船舶、車両および運搬具、工具・器具、備品など）です。

【申告対象者】1月1日現在で紀宝町において、償却資産を所有されている方

【提出物】償却資産申告書

※資産に異動がある場合は種類別明細書も必要

【申告期限】2月1日（月）

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響を受けた中小事業者等が対象

中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に関する固定資産税を軽減します

新型コロナウイルスの影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税を軽減します。

なお、軽減を受けるには申告が必要です。

◆減免内容

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上の減少	全額
30%以上50%未満の減少	2分の1

【対象資産】中小企業等が令和3年1月1日時点で所有する、償却資産および事業用家屋

【適用期間】令和3年度分の1年度分

【提出書類】提出書類など詳しくは町ホームページに掲載しています

【提出期限】令和3年2月1日（月）

▶詳しくは、町ホームページをご覧ください。役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。



固定資産税は1月1日が基準日です

家屋を増築、取り壊された方はお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日現在の状態で課税しています。

昨年中に家屋の新築や増築、または取り壊しされた場合は、役場税務住民課までお知らせください。

※家屋の登記をされた方、すでに調査を受けた方は、連絡は不要です。

※後日、現地調査の立会いをお願いする場合があります。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替えなど

町民税・県民税の主な改正点をお知らせします

働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除と公的年金等控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

◆給与所得控除の改正

- ・給与所得控除を一律10万円引き下げ
- ・給与等の収入額が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げ

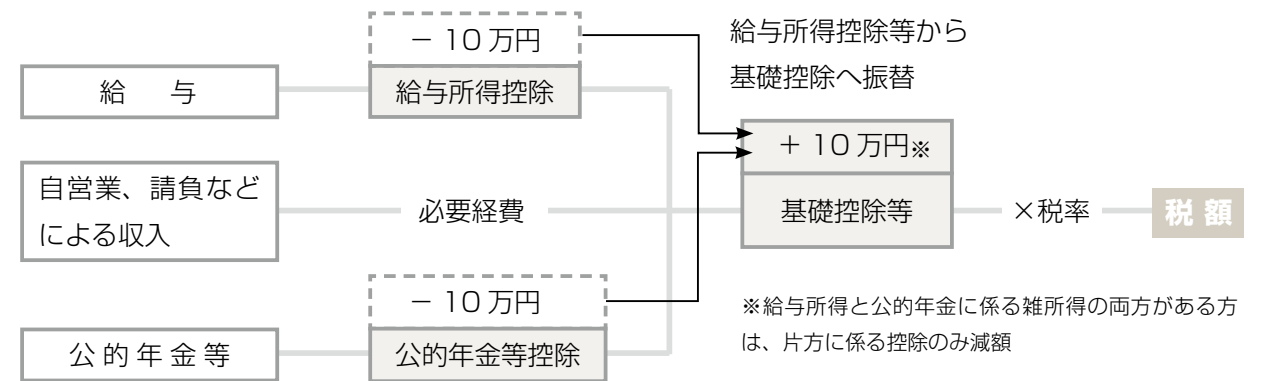
◆公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除を一律10万円引き下げ
- ・公的年金等の収入額が1,000万円を超える場合の控除額の上限を195万5千円に設定

- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額を引き下げ

◆基礎控除の改正

- ・基礎控除を10万円引き上げ
- ・合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて基礎控除を引き下げ、2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用対象外



婚姻歴・性別に関わらずひとり親に「ひとり親控除」を適用

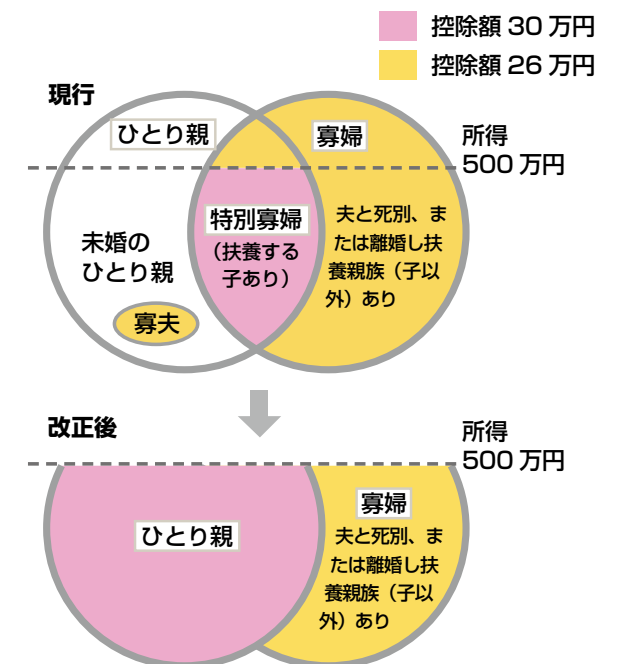
◆ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別に関わらず同一生計の子（他の者の同一生計配偶者または扶養親族となっていない前年の総所得金額が48万円以下の子）を有する単身者について、ひとり親控除（控除額30万円）が適用されます。

※所得制限（合計所得金額が500万円以下）あり

◆寡婦控除の見直し

ひとり親控除に該当しない寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円が適用されます。また、寡婦について、所得制限（合計所得金額が500万円以下）が設けられます。※ひとり親控除、寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある場合は適用対象外です。



▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。